

# 令和6年4月に施行される 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する省令事項について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 今後の進め方について

### 有識者会議提言により示されたこと

- NDB・介護DB等の安全管理措置と同等の運用が保たれるよう省令を整備すべきである。
- 匿名化にあたっての加工基準については、NDB・介護DB等といった連結先の基準を下回ることがないように、同等性のある基準（省令）を策定すべきである。
- 省令で定める「相当の公益性」について、匿名感染症関連情報の第三者提供の目的としても、国民保健の向上に資する医療に関する分析に係る業務を主眼としていることから、NDB等における相当の公益性を有する業務を参考にする。
- 提供時・公表時の審査ガイドラインについては、NDB等の運用を踏まえ具体化を図る。

### 提言をうけて、今後の進め方

- 感染症法が下位法令に委任をしている事項について、政令・省令（案）を感染症部会に提出
  - ガイドラインや利用者向けマニュアルの策定
  - 必要なシステム改修
- 令和6年4月1日施行・運用開始

# 匿名感染症関連情報の提供に関する省令事項について

- 省令で規定する必要がある内容は以下の通り。

法律の条項	内容	(参考) 次頁以降の対応案
第56条の40	感染症関連情報の範囲	①
第56条の41第1項柱書き	(匿名感染症関連情報に加工するにあたって) 識別できないようにする本人の範囲	②
第56条の41第1項柱書き	匿名化の加工基準	③
第56条の41第1項柱書き	申請・提供の手続き等	⑥
第56条の41第1項第3号	(第三者提供先となる) 民間事業者等の範囲	⑥
第56条の41第1項第3号	(第三者提供先の) 相当の公益性を有すると認められる業務	④
第56条の41第2項	連結対象となる情報	⑤
第56条の44	安全管理措置の内容	⑥
第56条の48	(法第56条の40に規定する) 調査研究や匿名感染症関連情報の利用・提供に係る事務の委託者	⑥

# 匿名感染症関連情報の提供に関する省令事項について

## 【対応案】

以下の内容について、省令で規定することとしたい。

### ①感染症関連情報の範囲

⇒ 以下を対象とする。

- (1) 発生届について厚生労働大臣が都道府県知事から報告を受けた内容に関する情報
- (2) 厚生労働大臣自らが行った積極的疫学調査の結果及び都道府県知事が行った積極的疫学調査の結果について厚生労働大臣が報告を受けた内容に関する情報
- (3) 退院届により保有することとなった情報
- (4) その他、感染症法に基づく事務を行うことにより厚生労働大臣が保有することとなった情報であって厚生労働大臣が必要と認めるもの

※ 令和6年4月施行時点においては、有識者会議の提言を踏まえ、発生届に関するCOVID-19に関する情報のみ提供対象となる。  
( (3)及び(4)は現時点では該当なし。 )

### ②識別できないようにする本人の範囲

⇒ 感染症関連情報に係る特定の患者等及びこれに準ずる者、当該患者等を診察した医師その他の感染症関連情報によって識別される特定の個人とする。  
└ 患者等が未成年の場合の保護者を想定

### ③匿名化の加工基準

⇒ 個人情報保護法の匿名加工情報と同等の基準を設定。

# 匿名感染症関連情報の提供に関する省令事項について

## 【対応案】

以下の内容について、省令で規定することとしたい。

### ④相当の公益性を有すると認められる業務

⇒ 有識者会議の提言において、「匿名感染症関連情報の第三者提供の目的としても、国民保健の向上に資する医療に関する分析に係る業務を主眼としていることから、NDB等における相当の公益性を有する業務を参考にする」とされていることを踏まえ、以下を対象とする。（NDBと同様の内容）

- (1) 医療分野の研究開発に資する分析
- (2) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- (3) 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究
- (4) 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究
- (5) 国民保健の向上に資する業務であって(1)～(4)に掲げるものに準ずるもの

### ⑤連結対象となる情報

⇒ 有識者会議の提言を踏まえ、令和6年4月施行時点においては、以下を対象とする。

- ・匿名医療保険等関連情報（NDB）
- ・匿名診療等関連情報（DPCDB）
- ・匿名介護保険等関連情報（介護DB）

### ⑥申請・提供の手続き等、民間事業者等の範囲、安全管理措置の内容、事務の委託者

⇒ 連結先であるNDB等、他の公的DBと同様の内容を規定。